

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年9月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	奈良市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 独自利用事務の対象者	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもを養育している者とし、この場合においての子どもは、本市に居住している者とする。
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月25日
8. 保護評価の実施の有無	1.有
9. 評価書番号	27
10. 保護評価書の名称	子ども医療費の助成に関する事務
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hi_no=&amp;kk_name=%E5%A5%88%E8%89%AF%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=31&amp;opn_date_from_month=3&amp;opn_date_from_dav=12&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=9&amp;opn_date_to_dav=10&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hi_no=&amp;kk_name=%E5%A5%88%E8%89%AF%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=31&amp;opn_date_from_month=3&amp;opn_date_from_dav=12&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=9&amp;opn_date_to_dav=10&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>
12. 委任関係	

執行機関名 奈良市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第42号)第4条第1項別表第1第1の項 奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、(児童を養育している者)に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う(児童の健やかな成長に資する)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(子ども)に対する医療費の一部を助成し、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって(子どもの健やかな成長に寄与する)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良市子ども医療費の助成に関する条例奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則